

新旧対照表

改正後			現行		
<p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱</p> <p>(研修課程及び受講対象者)</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。</p>			<p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱</p> <p>(研修課程及び受講対象者)</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。</p>		
課 程	研修時間	受講対象者	課 程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者 研修課程	130 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の習得を希望する者	居宅介護職員初任者 研修課程	130 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の習得を希望する者
障害者居宅介護従業者 基礎研修課程	50 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術の習得を希望する者	障害者居宅介護従業者 基礎研修課程	50 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術の習得を希望する者
継続養成研修課程	設定された時間数	居宅介護職員初任者研修課程修了者	継続養成研修課程	設定された時間数	居宅介護職員初任者研修課程修了者
重度訪問介護従業者 養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者	重度訪問介護従業者 養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者
重度訪問介護従業者 養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。	重度訪問介護従業者 養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。

改正後			現行		
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5 時間	重度訪問介護（基礎）課程，重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚令 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。	重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5 時間	重度訪問介護（基礎）課程，重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚令 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	12 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者	重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	12 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者
同行援護従業者養成研修一般課程	20 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者	同行援護従業者養成研修一般課程	20 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
同行援護従業者養成研修応用課程	12 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望し、一般課程を修了した者。ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。	同行援護従業者養成研修応用課程	12 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望し、一般課程を修了した者。ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
行動援護従業者養成研修課程	24 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者	行動援護従業者養成研修課程	20 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程	12 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者	視覚障害者移動支援従業者養成研修課程	12 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	10 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者	全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	10 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者
第 4 条～第 5 条（略）			第 4 条～第 5 条（略）		

改正後	現行
<p>(研修修了期限)</p> <p>第6条～第12条(略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護職員初任者等養成研修事業に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1～3(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年8月16日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成27年6月22日から施行する。</u></p> <p>別表第1(要綱第4条関係)</p> <p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修カリキュラム</p> <p>【居宅介護職員初任者研修課程】(略)</p> <p>【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】(略)</p>	<p>(研修修了期限)</p> <p>第6条～第12条(略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護職員初任者等養成研修事業に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1～3(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年8月16日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。</p> <p>別表第1(要綱第4条関係)</p> <p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修カリキュラム</p> <p>【居宅介護職員初任者研修課程】(略)</p> <p>【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】(略)</p>

改正後	現行																																																																
<p>【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修統合課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程】</p>	<p>【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修統合課程】（略）</p> <p>【重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程】</p>																																																																
<p>1 課程の趣旨及び内容</p> <p>重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の<u>特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等</u>に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。</p>	<p>1 課程の趣旨及び内容</p> <p>重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が<u>行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護</u>に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。</p>																																																																
<p>2 研修内容</p> <table border="1" data-bbox="203 770 1016 1377"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>時間数</th> <th>内訳</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 講義</b></td> <td><b>6</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義</td> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>2 演習</b></td> <td><b>6</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本的な情報収集と記録等の共有に関する<u>演習</u></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する<u>演習</u></td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行動障害の背景にある特性の理解に関する</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目名	時間数	内訳	備考	<b>1 講義</b>	<b>6</b>			強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5			強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5			<b>2 演習</b>	<b>6</b>			基本的な情報収集と記録等の共有に関する <u>演習</u>	1			行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する <u>演習</u>	2.5			行動障害の背景にある特性の理解に関する	2.5			<p>2 研修内容</p> <table border="1" data-bbox="1211 770 2024 1377"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>時間数</th> <th>内訳</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 講義</b></td> <td><b>6</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義</td> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>2 演習</b></td> <td><b>6</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本的な情報収集と記録等の共有に関する<u>実習</u></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する<u>実習</u></td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行動障害の背景にある特性の理解に関する</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目名	時間数	内訳	備考	<b>1 講義</b>	<b>6</b>			強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5			強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5			<b>2 演習</b>	<b>6</b>			基本的な情報収集と記録等の共有に関する <u>実習</u>	1			行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する <u>実習</u>	2.5			行動障害の背景にある特性の理解に関する	2.5		
科目名	時間数	内訳	備考																																																														
<b>1 講義</b>	<b>6</b>																																																																
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5																																																																
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5																																																																
<b>2 演習</b>	<b>6</b>																																																																
基本的な情報収集と記録等の共有に関する <u>演習</u>	1																																																																
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する <u>演習</u>	2.5																																																																
行動障害の背景にある特性の理解に関する	2.5																																																																
科目名	時間数	内訳	備考																																																														
<b>1 講義</b>	<b>6</b>																																																																
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5																																																																
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5																																																																
<b>2 演習</b>	<b>6</b>																																																																
基本的な情報収集と記録等の共有に関する <u>実習</u>	1																																																																
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する <u>実習</u>	2.5																																																																
行動障害の背景にある特性の理解に関する	2.5																																																																

改正後				現行																															
る演習				る実習																															
合計	12			合計	12																														
<p>※ <u>重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程の内容は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様のもとなっていることから厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」に沿ったものであり、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と合同で開催できるものとする。</u></p> <p>※ <u>国立のぞみの園が作成した強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）テキストを適宜活用するものとする。</u></p> <p>【同行援護従業者養成研修一般課程】（略）</p> <p>【同行援護従業者養成研修応用課程】（略）</p> <p>【行動援護従業者養成研修課程】</p> <p>1 課程の趣旨及び内容</p> <p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の<u>特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等</u>、その他の便宜に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。</p> <p>2 研修内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>時間数</th> <th>内訳</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 講義</u></td> <td><u>10</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</u></td> <td><u>2.5</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>強度行動障害に関する制度及び支援技術の</u></td> <td><u>3.5</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				科目名	時間数	内訳	備考	<u>1 講義</u>	<u>10</u>			<u>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</u>	<u>2.5</u>			<u>強度行動障害に関する制度及び支援技術の</u>	<u>3.5</u>			<p>【同行援護従業者養成研修一般課程】（略）</p> <p>【同行援護従業者養成研修応用課程】（略）</p> <p>【行動援護従業者養成研修課程】</p> <p>1 課程の趣旨及び内容</p> <p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が<u>行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護</u>その他の便宜に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。</p> <p>2 研修内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>時間数</th> <th>内訳</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 講義</u></td> <td><u>6</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>行動援護に係る制度及びサービスに関する講義</u></td> <td><u>2</u></td> <td></td> <td><u>サービス利用者の人権及び従業者の職業倫理に関する</u></td> </tr> </tbody> </table>				科目名	時間数	内訳	備考	<u>1 講義</u>	<u>6</u>			<u>行動援護に係る制度及びサービスに関する講義</u>	<u>2</u>		<u>サービス利用者の人権及び従業者の職業倫理に関する</u>
科目名	時間数	内訳	備考																																
<u>1 講義</u>	<u>10</u>																																		
<u>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</u>	<u>2.5</u>																																		
<u>強度行動障害に関する制度及び支援技術の</u>	<u>3.5</u>																																		
科目名	時間数	内訳	備考																																
<u>1 講義</u>	<u>6</u>																																		
<u>行動援護に係る制度及びサービスに関する講義</u>	<u>2</u>		<u>サービス利用者の人権及び従業者の職業倫理に関する</u>																																

改正後				現行			
基本的な知識に関する講義							講義も含む
強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	2			行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	2		
強度行動障害と生活の組み立てに関する講義	2			行動援護の技術に関する講義	2		
<b>2 演習</b>	<b>14</b>			<b>2 演習</b>	<b>14</b>		
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1			行動援護の事例の検討に関する演習	4		
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	2.5			行動援護の支援技術に関する演習	3		
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	2.5			行動援護の事例分析に関する演習	4		モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。
障害特性の理解とアセスメントに関する演習	2.5			行動援護の事例分析の検討に関する演習	3		演習結果の発表及び公表を行うこと。
環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3.5			<b>合計</b>	<b>20</b>		
記録に基づく支援の評価に関する演習	1						
危機対応と虐待防止に関する演習	1						
合計	24						
<p>※ 行動援護従業者養成研修課程の内容は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と同様のものとなっていることから厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要</p>							

改正後	現行
<p><u>領)」に沿ったものであり、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と合同で開催できるものとする。</u></p> <p><u>※ 国立のぞみの園が作成した強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)テキスト及び強度行動障害支援者養成研修(実践研修)テキストを適宜活用するものとする。</u></p> <p>【視覚障害者移動支援従業者養成研修課程】(略)</p> <p>【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】(略)</p> <p>別表第2(要綱第5条関係)(略)</p> <p>別紙1(略)</p> <p>参考2～参考3(略)</p> <p>様式(略)</p> <p>別紙2(略)</p>	<p>【視覚障害者移動支援従業者養成研修課程】(略)</p> <p>【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】(略)</p> <p>別表第2(要綱第5条関係)(略)</p> <p>別紙1(略)</p> <p>参考2～参考3(略)</p> <p>様式(略)</p> <p>別紙2(略)</p>

改正後	現行